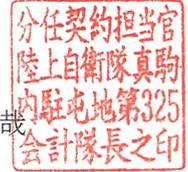


令和7年2月7日

## 公 告

分任契約担当官  
陸上自衛隊真駒内駐屯地  
第325会計隊長 土 門 勝 哉



次のとおり一般競争入札を行います。

### 1 競争に付する事項

- (1) 件 名：ユニットハウス賃貸借
- (2) 規 格：仕様書のとおり
- (3) 履行場所：陸上自衛隊真駒内駐屯地
- (4) 履行時期：令和7年3月1日～令和7年3月31日  
引き続き令和7年10月10日まで

### 2 競争に参加する者に必要な資格に関する事項

- (1) 予算決算及び会計令第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であつて、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中の特別の理由がある場合に該当する。
- (2) 全省庁統一資格申請において「役務の提供等」[B、C、D]の格付けを有する者で北海道地域に競争参加資格を有する者（資格審査結果通知書の写しを入札時に必ず提出すること。）
- (3) 付紙「装備品等及び役務の調達に係わる指名停止等」に該当しない者であること。
- (4) 防衛省大臣官房衛生監、防衛政策局長、防衛装備庁長官又は陸上幕僚長から陸幕会第1147号（27.12.2）「装備品等及び役務の調達に係る指名停止等の要領について（通達）」に基づく指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。
- (5) 「入札及び契約心得」を厳守している者

### 3 契約条項、入札及び契約心得を示す場所

陸上自衛隊真駒内駐屯地 第325会計隊 契約班及び北部方面会計隊ホームページ

### 4 適用する契約条項

本入札に関して、「駐屯地用標準契約書」の賃貸借契約条項、特約条項として談合等の不正行為に関する特約条項及び暴力団排除に関する特約条項を付す。

### 5 入札（現場）説明会の場所及び日時

実施しない。

ただし仕様内容の確認及び現場の視認が必要な場合については、令和7年2月13日（木）までに第11項第7号の担当者と調整すること。

### 6 競争入札執行の場所及び日時

- (1) 場所：陸上自衛隊真駒内駐屯地 第325会計隊 入札室
- (2) 日時：令和7年2月18日（火） 1400～

### 7 保証金等に関する事項

- (1) 入札保証金：免除 ただし、落札者が「入札及び契約心得」に従って契約の締結手続きをしない場合には、落札者が契約締結に応じないものとみなし、落札価

格の100分の5に相当する金額を違約金として徴収する。

- (2) 契約保証金：免除 ただし、契約者が契約を履行しない場合は、契約金額の100分の10以上の金額を違約金として徴収する。

## 8 入札の無効

- (1) 第2項で示した競争に参加する者に必要な資格のない者のした入札
- (2) 入札に関する条項に違反した入札
- (3) 入札金額、入札者（委任された者も含む）の氏名が判別しがたい入札
- (4) 電報・電話・FAXによる入札
- (5) 入札開始時刻に遅れた者による入札
- (6) 誓約した「暴力団排除に関する誓約事項」に虚偽があった場合又は誓約に反する事態が生じた場合
- (7) 次の文面を記載していない入札書による入札「当社（私（個人の場合）、当団体（団体の場合））は、上記の公告に対して「入札及び契約心得」及び「標準契約書等」の契約条項を承諾のうえ入札致します。また、「入札及び契約心得」に定める暴力団排除に関する事項について誓約します。」

## 9 落札決定方法

- (1) 総額が予定価格の範囲内の最低入札者を落札者とする。ただし、落札者となるべき最低入札者が2人以上ある場合は、くじ引きにより落札者を決定する。この際、当該入札者のうち、くじを引かない者があるときは、これに代わって入札事務に関係のない職員にくじを引かせて決定する。
- (2) 落札決定に当たって、入札書に記載された総額に当該金額の10パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする）をもって落札価格とするので、入札者は消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、税込みで見積もった当該金額に関しては110分の100に相当する金額（当該金額に1円未満の端数があるときには、その端数金額を切り捨てるものとする）を入札書に記載すること。

## 10 契約書の作成

落札者は落札決定後遅延なく陸上自衛隊標準契約書の様式により契約書を作成する。

## 11 その他

- (1) 郵便入札  
件名を記入した小封筒に入札書を入れて封印をし、それと資格審査結果通知書（写）を「ユニットハウス賃貸借入札書在中」と記載した封筒に入れて書留郵便（簡易書留可）にて令和7年2月17日（月）17時までに第325会計隊契約班に必着させること。この際、下記入札担当者に電話にて到達の確認を行うこと。
- (2) 再度入札の必要が生じた場合  
直ちに実施する。但し、郵便入札があった場合の入札時期は別示する。
- (3) 契約の成立時期については、契約書に双方が記名押印したときとする。但し、契約書を省略する場合については、落札者が決定したと通知したときとする。
- (4) 代理人をもって入札に参加する場合は、委任状を提出すること。
- (5) 本入札は郵便入札を推奨する。
- (6) 入札に関する事項の問い合わせ先  
陸上自衛隊 真駒内駐屯地 第325会計隊 契約班（担当：桑原）  
TEL011-581-3191（内3342）
- (7) 仕様書に関する事項の問い合わせ先  
陸上自衛隊真駒内駐屯地 第18普通科連隊（担当：池原）  
TEL011-581-3191（内3403）

12 公告掲示場所及び機関

(1) 掲示場所

ア 真駒内駐屯地第325会計隊

イ 北部方面会計隊ホームページ <http://www.mod.go.jp/gsdf/nae/fin/index.html>

(2) 掲示期間

令和7年2月7日（金）～令和7年2月18日（火）

装備品等及び役務の調達に係わる指名停止等

- 1 大臣官房衛生監、防衛政策局長、防衛装備庁長官又は陸上幕僚長から「装備品等及び役務の調達に係る指名停止措置等の要領」に基づき指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。
- 2 前号により現に指名停止を受けている者と資本関係又は人的関係のある者であって、当該者と同種の物品の売買又は製造若しくは役務請負については防衛省と契約を行おうとする者でないこと。
- 3 原則、現に指名停止を受けている者の下請負については認めない。ただし、真にやむを得ない事由を該当する省指名停止権者が認めた場合には、この限りでない。
- 4 第2号の「資本関係又は人的関係にある」場合とは、次に定める基準のいずれかに該当する場合をいう。
  - (1) 資本関係がある場合
 

次のア又はイに該当する二者の場合。ただし、アについては子会社（会社法（平成17年法律第86号）第2条第3号及び会社法施行規則（平成18年法律省令第12号）第3条の規定による子会社をいう。以下同じ。）又は、イについては子会社の一方が会社更正法（昭和27年法律第172号）第2条第7項に規定する更正会社（以下「更正会社」という。）又は民事再生法（平成11年法律第225号）第2条第4号に規定する再生手続（以下「再生手続」という。）が存続中の会社である場合を除く。

ア 親会社（会社法第2条4号及び会社法施行規則第3条の規定による親会社をいう。以下同じ。）と子会社の関係にある場合。

イ 親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合。
  - (2) 人的関係がある場合
 

次のア又はイに該当する二者の場合。ただし、アについては、更正会社又は再生手続存続中の会社である場合は除く。

ア 一方の会社の役員（常勤又は非常勤の取締役、取締役、監査役、会計参与、監査役、執行役、理事、監事その他これらに準ずる者をいい、社外役員を除く。以下の号において同じ。）が、他方の会社の役員を現に兼ねている場合。

イ 一方の会社の役員が、他方の会社の会社更正法第67条第1項又は民事再生法第64条第2項の規定により選任された管財人を現に兼ねている場合。

ウ (1)及び(2)に掲げる場合のほか、資本構成又は人的構成において関連性のある一方の会社による落札が他方の会社に係る指名停止等の措置の効果を実質上減殺するなど(1)又は(2)に掲げる場合と同視し得る資本関係又は人的関係があると認められる場合。

# 入 札 書

金額¥

| 品 名        | 規 格         | 単 位 | 数 量        | 単 価                 | 金 額 |
|------------|-------------|-----|------------|---------------------|-----|
| ユニットハウス賃貸借 | 仕様書のとおり     | ST  | 1.00       |                     |     |
|            | —以下余白—      |     |            |                     |     |
|            |             |     |            |                     |     |
|            |             |     |            |                     |     |
|            |             |     |            |                     |     |
|            |             |     |            |                     |     |
|            |             |     |            |                     |     |
|            |             |     |            |                     |     |
|            |             |     |            |                     |     |
| 納 地        | 陸上自衛隊真駒内駐屯地 |     | 納 期        | 2025/3/1～2025/10/10 |     |
| 入札（契約）保証金  | 免 除         |     | 入札（見積）有効期間 |                     |     |

当社（私・当団体）は、上記の公告に対して「入札及び契約心得」及び「標準契約書等」の契約条項を承諾のうえ入札致します。また、「入札及び契約心得」に定める暴力団排除に関する事項について誓約します。

令和 年 月 日

分任契約担当官  
陸上自衛隊真駒内駐屯地  
第325会計隊長 土門 勝哉 殿

住 所  
会 社 名  
代表者名

## 仕様書

|   |              |       |          |
|---|--------------|-------|----------|
| 品 名   | 仮設ユニットハウス賃貸借 | 部 隊 名 | 第18普通科連隊 |
| 仕 様 書 番 号   | 1            | 担 当 者 | 池原 2 曹   |
| 作 成 年 月 日   | 令和7年1月31日    |       |          |
| <p>1 期 間<br/>令和7年3月1日（土）～令和7年3月31日（月）</p> <p>2 設置場所<br/>真駒内駐屯地55号隊舎南側グランド</p> <p>3 規格・仕様</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 5ユニット連結×2棟（外寸縦7,000mm以上×横11,500mm以上）</li> <li>(2) 1ユニット外寸縦7,000mm以上×横2,300mm以上</li> <li>(3) 電気の1次引込及び配線は業者側で実施とする。この際、トランスの最大消費電力を20kwとする。</li> <li>(4) プレハブ地域にて仮設電柱を構築するものとする。この際、トランスから仮設電柱までは、架空配線（頭上配線）とする。</li> <li>(5) 分電盤からプレハブまでは転がし配線とするが、その際FEPにて幹線の保護をするものとする。</li> <li>(6) 内壁については華美な色でないものとし、細部については調整とする。</li> <li>(7) 1ユニットあたり照明3灯、電源コンセント3個口とする。</li> <li>(8) 出入り口は2か所・換気扇6か所・窓は4か所以上を基準とする。（細部調整）</li> <li>(9) 各窓にカーテン（ベージュ系）レール付きとする。</li> <li>(10) 水平工事に要する資材及びユニットハウス入口階段は標準装備とする。</li> <li>(11) プレハブの開設作業は、業者側が担任するものとし、クレーン吊り上げでの作業とする。</li> <li>(12) プレハブ設置前の整地を含むものとする。</li> <li>(13) プレハブの土台に敷鉄板を敷くものとし、細部については調整とする。</li> <li>(14) 設置時・撤収時のクレーンの敷鉄板も含む。</li> <li>(15) 設置・撤収期間は3日以内を基準とするも天候等により支障がある場合は要相談とする。</li> <li>(16) 1ユニットあたりエアコン（冷房機能付き）2機の取り付け、細部については調整とする。</li> </ol> <p>4 調整先<br/>第18普通科連隊 第3科（真駒内駐屯地）<br/>011-581-3191（内3403） 池原 2 曹</p> <p>5 保 証</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 引き渡し後、瑕疵が発見された場合は速やかに補修し、補修については無償とする。</li> <li>(2) 雨漏り等による瑕疵が発見された場合も速やかに補修し、補修については無償とする。</li> <li>(3) 軽微な傷及び穴等についても保証範囲とする。</li> <li>(4) また月一回程度を基準とし、契約業者による保守点検を実施すること。</li> <li>(5) 大きな破損の場合の保険も含む。</li> </ol> <p>6 検査・引き渡し<br/>使用日を基準とし、細部については相互調整とする。</p> <p>7 その他<br/>仕様書の内容に相違ある場合や、明示がない場合又疑いを生じた場合には、すべて担当官との協議による。</p> |              |       |          |

# 仕様書

|       |              |     |          |
|-------|--------------|-----|----------|
| 品名    | 仮設ユニットハウス賃貸借 | 部隊名 | 第18普通科連隊 |
| 仕様書番号 | 2            | 担当者 | 池原2曹     |
| 作成年月日 | 令和7年1月31日    |     |          |

## 1 期間

令和7年4月1日（火）～令和7年10月10日（金）

## 2 設置場所

真駒内駐屯地55号隊舎南側グラウンド、また、一部7号隊舎北側駐車場の可能性有り、細部未定

## 3 規格・仕様

- (1) 5ユニット連結×4棟（外寸縦7,000mm以上×横11,500mm以上）、とするも一部2階建ての可能性有り、細部未定
- (2) 1ユニット外寸縦7,000mm以上×横2,300mm以上
- (3) 電気の1次引込及び配線は業者側で実施とする。この際、トランスの最大消費電力を20kwとする。
- (4) プレハブ地域にて仮設電柱を構築するものとする。この際、トランスから仮設電柱までは、架空配線（頭上配線）とする。
- (5) 分電盤からプレハブまでは転がし配線とするが、その際FEPにて幹線の保護をするものとする。
- (6) 内壁については華美な色でないものとし、細部については調整とする。
- (7) 1ユニット当たり照明3灯、電源コンセント3個口とする。
- (8) 出入り口は2か所・換気扇6か所・窓は4か所以上を基準とする。（細部調整）
- (9) 各窓にカーテン（ベージュ系）レール付きとする。
- (10) 水平工事に要する資材及びユニットハウス入口階段は標準装備とする。
- (11) プレハブの開設作業は、業者側が担任するものとし、クレーン吊り上げでの作業とする。
- (12) プレハブ設置前の整地を含むものとする。
- (13) プレハブの土台に敷鉄板を敷くものとし、細部については調整とする。
- (14) 設置時・撤収時のクレーンの敷鉄板も含む。
- (15) 設置・撤収期間は4日以内を基準とするも天候等により支障がある場合は要相談とする。
- (16) 1ユニットあたりエアコン（冷房機能付き）2機の取り付け、細部については調整とする。

## 4 調整先

第18普通科連隊 第3科（真駒内駐屯地）  
011-581-3191（内3403） 池原2曹

## 5 保証

- (1) 引き渡し後、瑕疵が発見された場合は速やかに補修し、補修については無償とする。
- (2) 雨漏り等による瑕疵が発見された場合も速やかに補修し、補修については無償とする。
- (3) 軽微な傷及び穴等についても保証範囲とする。
- (4) また月一回程度を基準とし、契約業者による保守点検を実施すること。
- (5) 大きな破損の場合の保険も含む。

## 6 検査・引き渡し

使用日を基準とし、細部については相互調整とする。

## 7 その他

仕様書の内容に相違ある場合や、明示がない場合又疑いを生じた場合には、すべて担当官との協議による。